

第四章 現存せる原本

1 總 說

原本玉篇の吾が國に現存せるは左の七卷なり。

- | | | |
|---|---------|-------|
| 一 | 卷第八 | 心部 |
| 二 | 卷第九 | 言部—幸部 |
| 三 | 卷第十八之後分 | 放部—方部 |
| 四 | 卷第十九 | 水部 |
| 五 | 卷第廿二 | 山部—宀部 |
| 六 | 卷第廿四 | 魚部 |
| 七 | 卷第廿七 | 糸部—索部 |

この七卷はつぎ／＼に發見せられたるものなれば、之につきて記述せるものを引きて其の經路を辿らん。其の最も先だてるは經籍訪古志ならん、曰はく

玉篇零本一卷 舊鈔の卷子本 石山寺の藏

現に第二十七卷糸部第四百二十五より索部第四百三十一に至る凡そ七部四百廿二字

にて一巻たるものを存す。每行長さ七寸強、字數定まらず、卷末に梵字及び訓釋の數行、又石山寺經藏の墨印あり。又高山寺東大寺崇蘭館及び佐々木惣四郎の家に並に殘本を藏す、今鈔錄して三冊となす。一は言部第九十一より幸部第一百十七に至るものとす、中間に缺あり、此の一冊は即ち第九卷。一は卷十八之後分とす、放部第二百七十一より方部第二百八十四に至る凡そ十四部にて此を一冊となす。一は水部冷字より洗字に至るものとす、中に紙質損壞せる處あり、此を一冊となす、即ち第十九卷。按ずるに清の康熙中、張士俊宋板玉篇を翻刻し、天保甲午に昌平學重雕して世に行ふ、固に已に稀世の珍たり。然れども已に唐孫強増字の舊に非ざれば、卷首に題して大廣益玉篇一部并序凡そ三十卷と云ひて、合せて上中下の三卷となす。朱彝尊のいはゆる釋の慧力、象文を撰し道士趙利正、解義を撰し、宋の陳彭年吳鉞丘雍輩に至りて又之を重修す、是に於て廣益する者衆くして玉篇又顧氏の舊に非ざる者これなり。此の本の傳はれる如きは遠く孫強増字の已前に在りて眞に顧氏の原帙たるなり。每注中野王の案語ありて慧琳の經音及び弘決外典鈔に引く所と合へば其の貴珍すべきたる亦宋本の得て比肩すべき所に非ざるなり。

と。

此の記述には二個の怪しむべき事あり

一、石山寺の藏する所は第廿七卷の後半に止まりて其の全本に非ず。前半は高山寺に存せしなるに、其の高山寺をば別に擧げたるを見れば第廿七卷の全本は未だ見ざるべき

なり。然れど前半を見ざれば凡七部四百二十二字(宋本には凡七部とあるのみにて字數なし)の語をなし得べき途なし。豈後に高山寺より出でたる前半を見て追記したるなるか。然らば別に高山寺を擧げたるを消さぬは疎なり。

二、第廿七卷以外の三冊の所藏者として高山寺東大寺崇蘭館及び佐々木宗四郎の四家を擧げては其の所屬分明ならず。今日すべての所藏者明かなるより云へば第九卷の中間に缺ありといふからには崇蘭館の名は此處に出すべきに非ず。高山寺また第廿七卷以外には關係なければ之を除くべく、即ち此の三卷の所藏者は東大寺及び佐々木宗四郎の二家に歸すれども、當時の記述としては語りて頗る詳かならざる憾なき能はず。要するに目睹耳聞うちまぜて之を記したる者ならんのみ。

吾人が此く斷言するを得るも其の文獻を發見したればなり。京都帝國大學に伴信友校藏書と稱せらるゝ者ありてその中に玉篇殘簡(愼吾いふ、表題には玉篇眞本古寫摹とあれど目次の前には玉篇殘簡と標せられ、同じき内容の物が帝國圖書館に有るも亦玉篇殘簡として目錄に出でたれば此の名を用ふ。そも〱余の殘簡本の跋文に啓發せられしも實は帝國圖書館本なれど、今は其の本たるものにつきて述ぶるなり)三卷を收めたるは勿論寫本にして

と

上卷 澹字に始まりて玉篇第廿七といふ行に終る 即ち原本第九卷と第廿七卷の後半

下卷 湮字に始まりて玉篇卷十八之後分といふ行に終る 即ち原本第十九卷の中間と

卷十八之後分と

この二卷を前寫として又後寫一卷あり

追加 糸字より續字に至る

の内容なるが、此の上下二卷を訪古志に云へる所に比較して

一、訪古志には言部第九十一より幸部第一百十七に至ると云ひ、此には諄字に始まると云へど言部は前缺なれば其の實相同じ。

二、訪古志に水部汧字より洗字に至ると云ひ、此には湮字に始まると云ふ。蓋し水部は古逸叢書にも十三葉を収めたるが、其の第二葉は湮字に始まるなれば玉篇殘簡は第一葉を佚したる本より寫したるなるべし。

の斟酌を加ふれば

訪古志標題に出し、者第廿七卷

殘簡上の後半

鈔錄三冊の一（第九）

同 前半

同 二（卷十八之後分）

同 下の後半

同 三（第十九卷）

同 前半

相吻合して、當年漢學者にては狩谷小島等の諸老が相傳へて之を寶貴せし一方には、伴黒川後

の記述を見よ）の諸大人も亦摹寫して研究の料とせしを知らるゝなり。さて信友はその下卷（三冊より云へば中卷）に跋して

嘗て平安の一書賈某といふ者頗る鑒識あり、顧野王の玉篇の古寫殘本を藏して櫝に韞みて以て價を募ると聞き、復奈良にも亦殘本を秘藏する者ありと聞く。これ古人譯語に引用する所の者必ず古訓の徴すべき者あらんと謂ひて渴望計會するもの數年なれども未だ便宜を得ざりしが、物感すれば必ず通ずといふ此の理は信すべし、このごろ好友告げて曰はく或人の二家の所藏を併せて之を摹寫して帳中の秘と爲せるありと。余抃歡に堪へず請ひて之を摹寫するを得て二冊となす、聞く言部以下は平安に出で、水部以下は奈良と。いふ謾に外人に借與せざれども姑く隨ふべしと。今之を熟視するに蓋し唐時の増加本なり。但漢土の舊觀にして吾が譯訓を注せず宿望に副はぬに似たり。然れども千歳の逸篇なれば無益と爲さず、且古人の筆蹟豈愛賞せざるべけんや。余前に宋版大廣益會玉篇を見、近ごろ復我が國慶安中の刻本を見るに全く同じ。今この殘本を以て比較するに復に同じからず、蓋し野王に原づく者に非ざるなり。聞く野王の玉篇は漢土に已に之を逸せりと、此の説必す然らん下署

天保六年乙未に次せる年の九月八日

伴信友 記す

と云へり。信友が大廣益會本によりて本書を疑ふに至りては本末を顛倒せるも亦甚しけれ

ども此の跋文の平安一書賈には鶴鶴氏、奈良には尊勝院と朱筆にて注しるされたる六字は極めて寥々たる文字なれども以て訪古志に擧げたる四家より高山寺・崇蘭館を除きて可なるを證する大なる光明たらざらんや(鶴鶴の訓は佐々木と通ず)。

又末卷の尾には

嚮に玉篇殘缺の臨本を得て二冊と爲し、が今復榎尾高山寺所藏の殘缺臨本を得たれば賀島東周子に請ひて摹寫し畢りて今三冊と成せり

弘化三年二月十九日たま／＼平安二條堀川の官宅に在りて

伴信友時に年七十四

とあり、弘化三年は天保六歳の十二年後なるが訪古志の成れる安政丙辰(三年)序文の年月を用ふよりは十一年前たれば、以て訪古志は第廿七卷全本を知りての著録なるを知るべく、原第廿七卷後半を石山寺に系けて記されたるを高山寺本の流布によりて廿七卷全本と改め且部數字數をも加へ乍ら、石山寺を改めて石山・高山兩寺とし、下文の高山寺を刪るべきを遺れたるものとするも憑空の談ならざるべし。果して然らば此の短跋も亦有力の資料なりけり。

箋注倭名類聚鈔に「望之、卷子古本の玉篇五卷を傳鈔せり」と有れど、掖齋の時は四卷の發見せられたるのみなるべし

2 各 說

(1) 卷第八

玉篇第八卷が心部第八十七より窓部第八十九までを收むる其の心部の一部にして大字の數五字に過ぎず、六行、行ごとに注文十四字、大字はその二字分を占む。最も晩出の者にして之を著録せるは和田雲村氏の訪書餘録のみ。訪古志の同人は勿論、楊守敬・羅振玉二氏も目睹せず、今、久原文庫に藏せらる。文庫に納入したる佐々木竹苞樓主人余に語りて曰はく

この一紙は古筆手鑑の中に存したりと聞けるが、大正七年五月東京よりこれのみをひき離して入手し、翌年一月久原文庫に購入せられたり

と。然るに餘録に佐々木本を以て之を稱するは未だ文庫に入らざる前に記されたる爲か。文字大きく正楷なるも他の六種と撰を異にすれど、野王案の語も見え、闕字の古文として出せる形の説文のと全同ならぬも却て古なるべし。

(2) 卷第九

イ 今の早稻田大學本

玉篇第九卷は言部第九十一より衣部第一百十九までを收むるに今言部の首と次部と幸部の尾とを缺き、猶その中間にて冊部の尾、昭只、啗三部の全部と、欠部の首とを失へる者なり。京

賈佐々木宗四郎の家に在りて訪古志同人の著録せる所、同樓主の手記せる竹苞樓展觀書目に

顧野王玉篇 缺本 紙數 二十葉 一卷

背書 金剛私記一卷

奥書云治安元年八月廿八日以石泉御本寫之畢

康平六年七月廿日於平等院奉受此經

佛子快算

同じき鑑定書目に

顧野王玉篇 殘缺一卷 假箱入

紙數十五葉 言の部より幸の部まで

裏書金剛界私記一卷 治安元年又康平六年の奥書在

と記して後のには論字以下六行を影寫せるが、其の蟲蝕の痕今と同じきを見れば其の頃より什襲寶重せられて亦汚損せらるゝなきに至りしならん。

この卷は明治以後田中光顯伯の手に歸せしに、伯の早稻田大學圖書館に寄贈して其の永存を圖られしは學界の一美談なるが、同館にて此の卷の解題一篇を作られたるありて、頃日伯より余に示されたれば先づ之を引くべし

古寫原本玉篇殘卷解題

玉篇は爾雅說文ト並ビテ支那字書ノ最モ古キ者ナリ梁ノ黃門侍郎兼太學博士顧野王大

同年間ノ撰ニ係リ三十卷ヨリ成ル本館ノ所藏ハ第九ノ殘卷ニシテ言部ニ起リ幸部ニ訖ル中間冊ヨリ欠ニ至ルノ五部ハ之ヲ缺ケドモ而レドモ含ム所二十又三部ニ亘レリ紙本墨書卷子本烏絲欄アリ界高七寸二分一款ノ廣サ八分七厘九分等齊シカラズ卷高八寸八分五厘總長五丈四尺二寸五分

本卷ガ世ノ注意ヲ惹キタルハ極メテ近キ世ノ事ニシテ其一時京兆ナル一市人ノ手ニ在リシ時ナリ其頃ハ仿寫スル者モ出デ一味同好ノ間ニ展轉傳摹セラレタリト雖其書寫年代筆者等ノ事ニ至リテハ淺鑒粗覈或ハ唯紙背ノ寫經ノ年紀ヨリ推シテ其古寫ナル可キヲ云ヒ或ハ漠然千年以上ノ物ナリト云フニ過ギズ大正四年雪堂羅振玉氏簡齋小川氏ヲ介ト爲シ此卷ヲ假ル氏卷ヲ展ベ數行ナラズシテ已ニ其書法ノ勁妙ナルニ驚キ審定シテ初唐人ノ手ニ出ヅト爲ス嗣ギテ明年此唐賢ノ妙迹千三百餘年前ノ原帙ヲ影印ニ付シテ世ニ傳ヘタリ

本卷ノ紙背ニ佛典金剛界私記ヲ書寫シ末ニ識語一行アリ曰フ治安元年八月廿八日以石泉御本寫之已了ト石泉ハ台密九流ノ一ナリ更ニ此識語ヨリ二寸二分計隔テ、下部ニ康平六年七月 於平等院 奉受此訖一行 佛子快算一行ト細書セル一跋アリ是レハ快算ナル者ガ治安元年ヲ距ルコト四十三年後ニ右私記ヲ傳ヘタルヲ謂フ者ニシテ平等院トハ蓋宇治ノ平等院ヲ指スナラン因リテ想フニ本卷ハ他ノ此種圖籍ノ傳來ニ見ルガ如ク

ニ當初入唐留學ノ僧徒ニヨリテ將來セラレ平城若シクハ平安ノ寺院ニ藏セラレシガ已上ノ二跋ニ据リテ中昔ノ頃ハ京洛台門ノ寺院ニ在リシ事ヲ確ムルヲ得ベシ後其背面ノ佛典ノ故ヲ以テ相應ニ護持セラレシガ降りテ江戸末世ノ頃ニハ流轉シテ洛中ノ一書肆ノ手ニ落チタリ伊澤蘭軒ノ長崎紀行ニハ文化三年六月六日ニ京都ノ書肆錢屋總四郎方ニ於テ他ノ古物數種ト共ニ此卷ヲ觀タル事ヲ記セリ此卷中間六十八行裁割ノ變ハ何ノ時ニ起レルカ紙背ノ佛典モ亦同ジク此災厄ニ遭ヘリ蘭軒ハ此變ニ就キテ記スル所ナシ蘭軒ハ其日京ニ入りテ又出デ少間ヲ利用シテ展視シタルニ過ギザレバ觀ル所亦自ラ詳ナル能ハザルベシ此變蘭軒記スル無キノ一事ヲ以テ當年ノ狀ヲ斷スル能ハザルハ論ヲ須タズ澁江抽齋森枳園ノ經籍訪古志石山寺藏玉篇零本ノ條ニ云ク又高山寺東大寺崇蘭館及佐々木宗四郎―按ズルニ佐々木ハ錢屋ノ姓ナリ宗四郎ハ或ハ總四郎ノ嗣カ―並藏殘本今鈔錄爲三冊一爲言部第九十一至幸部第一百十七中間有缺此一冊即第九卷―按ズルニ此第一冊ノ原ク所ハ登時ノ佐々木本現今ノ本館所藏本ナリ而シテ其中間ノ闕文ハ崇蘭館之ヲ藏ス―一爲卷十八之後分放部第二百七十一至方部二百八十四凡十四部此爲一冊―按ズルニ此冊ハ後ノ第三冊ノ大部分ト俱ニ其原ク所ハ東大寺本ナリ―一爲水部冷字至洗字中有紙質損壞處此爲一冊即第十九卷ト後柏木探古ガ黎蕤齋ニ供シタル仿寫本モ亦中間有缺ノ者ナリ此變ニ就キテ今云ヒ得ル所ハ唯此ノ如キ耳サテ明治維新前後

ニ至リテ本卷ハ秋月藩ノ文學礎信藏ト云フ人ノ有トナリス此人ハ藤森天山ノ門人ナリ此卷ヲ獲テ愛重十襲至ラザル莫ク明治六年秋月暴動ニ關聯スル所アリテ自裁シタル際モ特ニ遺命セシ程ナリキ後兒孫父祖ノ同門甕江川田氏ニ保管ヲ託ス柏木探古ガ此卷ヲ舉ゲ可惜今不知所在ト云ヒタル(慎吾いふ柏木本の跋中の語、この跋は本章柏木本の條に引くべし)ハ幾ド此程ノ事ナラン青山田中伯一日甕江宅ニ於テ此卷ヲ緋キ垂涎禁ゼズ爾來所有主ニ交渉スル事多年終ニ明治三十九年伯ニ歸ス伯之ヲ私スルヲ屑トセズ之ヲ學徒ノ資料トシテ廣ク永ク學界ヲ益センノ盛意アリ大正三年十一月奮然割愛之ヲ天延古文書十五通ト與ニ舉ゲテ我が大學圖書館ニ寄ス抑玉篇ハ顧氏ノ撰後幾ナラズシテ改刪ヲ受ケ爾後増損相繼ギ唐時孫強ノ上元本出ヅルニ迫ビテハ顧ノ原帙遂ニ亡佚ス幸ニ我國ニ於テ千餘年前ノ古鈔本若干ヲ傳ヘ賴リテ以テ黃門本來ノ面目ヲ窺フヲ得ルノミ今ヤ伯此人間希有ノ秘笈ヲ贈リ以テ斯學ノ研鑽ニ資ス何等ノ高德何等ノ嘉惠ゾヤ(附錄として現存古鈔原本玉篇一覽表と長崎紀行を引けると有れど今略す。なほ下の一節あり[惣四郎春行ハ二代目ナリ、文政二年八月歿ス享年五十又六。奇書秘籍ノ蒐集ヲ以テ著ハル。學殖アリ禮儀類典拾遺帝國圖書館藏宋本鑒定雜記校齋の珠玑等ノ著書アリと)此の一篇よく其の要を盡せるが、田中伯と所有主との間に立ちて交渉の任に當りしは川田氏の令壻杉山令吉氏なりきとは伯の余に教へられたる所とす。

さて余は又蘭軒と俱に狩谷掖齋も此の卷に見驚ける一人たるを知りて何れが先睹なりしかを探りたることあり。蘭軒は長崎紀行に於て

(文化三年六月六日)余は寺町御池下る町錢屋總四郎を訪ふ(姓鶴鶴名春行號竹苞樓)。主人家に在て應對歡晤はなはだ愜り。古物數種を出して視しむ、古鈔零本玉篇一本邊格上短下長(延喜式圖書令の度なり)その裏を裝修せしも古鈔本の佛經なり治安元年云々、康平六年云々とあり。右件の年號にて玉篇の古鈔知べし。古鈔孝經七八種あり、みな古文なり。と云へるが、掖齋は之に先だつ十七年なる寛政二年時に掖齋年十六に同樓にて永仁の古文孝經を視たりと自記(藤原貞幹の好古日録の鼈頭に掖齋の注したる本による)すれば其の時既に玉篇を見たりや否や。其は竹苞樓が此の卷を入手せる年月分明ならぬを以て、前に同樓に至れるが故に先睹せりとも云ひ難からん。抑々蘭軒と掖齋とは嘗て泉豐洲の門にては同學にして然く同好なれば、此等の覽古は互に興味饒き話柄となしたらん。掖齋果して先睹したるんには玉篇の背面を利用して佛典を寫したる其の先後についても正しき見解を附け加へたるべし。然るに蘭軒はこゝに明かならずして古鈔の佛經を以て裏打せし如くに記せるが故に、掖齋は其の欄外に

背面の佛經は玉篇の零本を料紙にして寫したるものなり、卷子儒書の背に佛書あるもの皆これなり、佛書の故紙を以て裝修せしにはあらず

と批正せり。この點より見れば恐らくは玉篇を睹ることは蘭軒や先ならん。掖齋より聞きたるべき古文孝經を第二に記せるも竹苞樓得意の品は新獲の玉篇たりしなるべし。

ロ 福井本

第九卷の中間なる冊畧只尙欠の五部は福井氏の崇蘭館に藏せられたり。狩谷掖齋は文政四年の入洛の際同館を往訪せし事、其の四月十四日伊澤蘭軒に寄せたる左の書牘にて明かなれば、必ずやこの書を見たりけん

福井へ尋申候甚よく遇せられ候、何より以家屋園池之結構小障子一枚といへども一艸一礫といへ共みなく心をを用ひ、額聯の數は黃檗山より多く、すきますきまはアンペラにてはりつめ、中々千金二千金之用途にて作り候物に無之、露臺庭の檻朱綠間錯、釣燈籠凡三百にあまり申候、實に田舎漢の京の門跡を始而見候より驚申候、但し工ときたな細工とを以て組詰たる者にて僕など三日も右之家に居候ものならば大病に相成候事相違有之まじく被存候、此後數度參候而珍藏乞可申所、存に候へども但右之一儀に迷惑いたし居候一鷗外全集第八卷伊澤蘭軒に據る

右之一儀に迷惑すとも珍藏を乞はずして止むべき掖齋ならんや。但し掖齋既に之を見たらんには訪古志にも記述すべきに、然らざるは亦怪しむべきなり。

(3) 卷第十八之後分

玉篇第十八卷は金部第二百六十九より方部第二百八十四までを収むるに今は放部第二百七十一以下を以て其の後分としたり。もと大和國東大寺尊勝院に藏せられしが明治七年には柏木探古の手に歸し、後三浦觀樹將軍の藏ともなりて大正五年十月大阪の藤田男爵家に入れり。

こゝに附記すべき一事あり。尊勝院に在りし時に傳鈔せられし本と柏木氏の藏とを比較するに、柏木氏の中には八行の文字を闕けることにして、古逸本にて云へば第九葉と第十葉との間に

乃案輿地圖蘇林曰輿猶盡載之

輶

意也廣雅輿多也輿舉也輿載也

車耳反出也廣

雅輶謂 徐入反尙書輶寧爾邳家孔安國曰輶集也爾

之輶也

輶輯和也野王案謂諧和也毛詩辭之輯矣思

の二行又第十五葉表と裏との間に

輶

說文亦 輶 子由反說

輶

都禮都履二反毛詩尹氏大師

輶字也

文車箒也

惟周之輶鎔之車亦言尹氏爲

周之輶輶持國政

輶

扶雲反揚雄長楊賦研輶破穹盧漢

書音義輶輶匈奴車也

也說文大車後也

車可寢處也說文淮陽名車

輶

穹窿爲輶聲類攻車也

於雲反說文大車後壓也

輶

居 反周禮與其輶輶鄭玄曰駕馬以載任器也或

作輶字方言輶載也郭璞輶輿亦載物也說文大車

駕 仕佳反說文連車也一曰却車抵堂也野王案東

輶

者也 京賦皇輿 駕輶於東廂是也廣雅輶輶

力前反禮皇

也野王案訓塞之或與輶

輶

字同在本部

后五路輶車組輶有嬰

の六行あるべきなり。げにや古逸本第九葉の末は漢書の二字にて終れるに此の乃案輿地圖云々は其の淮南王安傳の語第十葉は輶用光に始まるに辭之輶矣思輶用光は毛詩公劉篇の語なれば其の間に此の二行あるべきや明かに、又第十五葉の表と裏とが相接續せぬは古逸本こゝに空行あるにても知られ、今この六行を補ふとも能く其の間を充すに足らざれども輶が輶の異舛なれば第十五葉の表のさし次に此の六行を續くべきや明かなりとす。

内藤湖南博士の談に嘗て三浦子爵より此の卷を借覽したることあり。一二の紙片の貼附せられたる有りしは或は其等の文字あるものゝ復歸せしにやと。

と有りて第八行以下を前に廻せば其の文殆ど同じきに非ずや。著者未だ原本を見ねば果して用紙の二截より成りたりや否やを知らず、僅し兩紙より成らずは其は順序を誤りたるものより寫したる爲ならんと信するなり。

次に附記すべきは此の卷の斷片なほ世に散りばひたりと覺しく、楊守敬の留眞譜初編第三の玉篇の條に左の一行半を出せることなり。

反廣雅侯 𩺰 戶鞠反埤蒼𩺰𩺰也 𩺰 記家反廣雅𩺰 𩺰 口
𩺰 𩺰 𩺰 野王案𩺰𩺰即𩺰也 𩺰 𩺰也 𩺰 𩺰血子也 𩺰 𩺰 換

反埤蒼魚𩺰𩺰也野王案以𩺰於 𩺰 蒲杏反埤蒼白魚也

蓋し篆隸萬象名義にては前述の𩺰より三十六字にして 𩺰𩺰𩺰𩺰あり、宋本にては三十字にして亦この四字あれば此卷が猶完く存せし際に若干の斷片を生ぜしの一なるや明かなり、その高さも書風も同じきこと無論。此くと知れば其の第一字も自ら明白にて

名義 𩺰 𩺰 𩺰 𩺰 𩺰 𩺰

宋本 𩺰 𩺰 𩺰 𩺰 𩺰 𩺰

とある𩺰なるべし。蓋し廣雅釋魚に𩺰𩺰河𩺰𩺰𩺰𩺰也とあるを疏證に𩺰𩺰𩺰𩺰也、𩺰𩺰𩺰𩺰也と改めたるが、顧野王は𩺰𩺰𩺰𩺰也(𩺰は𩺰の訛)とある本を用ひたるにて、曹憲の博雅音に𩺰𩺰之反とあるも充尸反と同じ。又疏證は宋本玉篇によりて𩺰𩺰𩺰𩺰と讀みたれども原本玉篇は𩺰𩺰𩺰𩺰と讀みたるべきこと名義の引き方にても證せらるれば、此の隻句も重要な材料たるべし。

べし。

(7) 卷第二十七

玉篇第二十七卷は糸部第四百二十五より索部第四百三十一までを収むるに、前半は高山寺に後半は石山寺に在るものにて一卷完具するは奇なりといふべし。

この石山寺に在る分は訪古志同人の傳寫する所となりしが、高山寺本は傳聞に止まれるを弘化の頃には亦世に出でたり。近藤正齋は其の正齋書籍考に於て

大廣益會玉篇首一卷 三十卷十册

按に顧野王ノ玉篇原本西土久佚ソノ眞面目ヲ見コトヲ得ズ。我江州石山寺ノ書庫往
往古經卷ヲ傳フ、多ハ卷子儒書ノ裝背ニ佛經ヲ書スルモノ蓋當時世ニ楮紙少キガ故ナ
ルベシ。予嘗テ石山寺ニ經過シ知足庵僧正ニ就テ其藏ヲ閱ス史記漢書ノ如キハ直チ
ニ李唐ノ人ノ親筆及我天平年間ノ眞寫顯乎トシテ現存ス。就中玉篇ノ裝背ハ大般若
經(慎吾云此の句に誤あり)ヲ書セルアリ、則顧野王ノ原書眞本ナリ。是零編ト雖モ實
ニ吉光片羽亦以テ奎耀ノ寵靈ト云ベシ。我亦幸ニ史漢及玉篇等ノ眞本ヲ目撃シ又就
テ影鈔珍儲スルコトヲ得タリ好書ノ榮トスベシ。

と云へり。蓋し正齋の西下は寛政七年に長崎奉行出役として、又文政二年に大阪御弓奉行として任に就きたるの二回なり。寛政のは山川復遠たる崎陽を志しての途次なるを思へば、其

の訪書の舉は恐らくは大阪在任中ならんか(大阪へは書物奉行より轉出せるもの)。然るに此の文政二年は正に狩谷校齋第四回の西遊の年なり、知らず正齋の石山行は校齋と同行せりや否やを。さは云へ正齋を以て石山寺本を賂し第一人となすを得ず、古逸叢書の据りし鈔本は文化五年九月に源常顯が嚮摺せしものにて、此の年は文政二年よりも十二年前なればなり。抑も此の二卷を訪書餘録には界の有無によりて別途の物とせるが、東方文化學院景印本によれば兩本俱に界有りと云ふべく、其の裏書が石山寺本に「護摩科文六種」の一行ありて、高山寺本に息災、增益、降伏、鉤召、敬愛、延命を説明せるの後に「護摩科文六種也」と有るは此の二卷が未だ分れざらし前に記し續けられたるものと見るの外なし(餘録には闕畫をも數へたれど高山寺本に縹紙を闕かぬは唐代の制ならず)。故に假令別途の物なりとも取合せて一卷とせる時代ありしが、其の後兩寺に別置せられたりとすべきなり。

さて此の諸本の中にて第十八・九の兩卷は書風殊に他と異なるが、若之をして邦人の書寫ならしむとも唐以前の舊帙に据れるかと思はるゝ節なきに非ず。第十九の水部湫字の條に説文を引きて朝那有湫淵とあるを今本説文には湫泉に作れり。蓋し説文にはもと湫淵とありしを唐人淵を避けて湫泉に作れるならんに、今なほ湫淵に作るは其の原本が唐以前の人の手に成れるものなるを證するを以てなり。漢書地理志に朝那有湫淵祠と見ゆ。

又原本各卷の筆蹟より云へば神宮本の秀媚なるは高山寺の重潤なると相並びて双璧といふべく、永く法書として寶重せらるべきもの。早稻田大學本大福光寺本ともに亦俊顯の氣格間に溢るゝを覺ゆるなり。

天治本新撰字鏡の卷三・六・十一・十二の處々に引ける十六字は上に述べたる卷八・廿四の遺文よりも倍徙せる者なり。たゞ玉篇殘本としては述べがたきを以てこゝに附記す。

3 原本玉篇の印行

原本玉篇の今日世に知られたる者七卷は左の順序にて印行せられたり。

一	卷十八之後分	明治十五年十月	柏木本
二	卷九(中間に缺あり)	同	古逸叢書本
	卷十八之後分		
	卷十九	年十一月	
	卷二十七(後半のみ)		
三	卷二十七(前半)	同	高山寺本
四	卷九(の中間)	同	古逸叢書續收本
	卷二十二		

〔卷二十七(前半)〕

五 卷二十二

同 廿七年四月

神宮文庫本

〔卷九(二、四の分ともに)〕

六 卷二十四

大正五年十一月

原本玉篇本

〔卷二十七(後半)〕

七 卷八

訪書餘録の中

卷八	八	九甲	乙	18	19	22	24	27前	後
主	ヤ	二	三	一	二	三	六	三	二
主	二	二	二	二	二	二	二	二	二

蓋し9の甲乙、22、及び27の後半が再刻せられしは前出が傳鈔本たるに慊らずして更に原本により、18と27の前半とが再刻せられしは單行本を叢書本にも收めたるによるなり。

東方文化學院にて目下各本を順次景印せられつゝあり。

(1) 柏木本

柏木本には左の跋あり

原本玉篇卷十八の後分一卷は大和國東大寺尊勝院の奔藏に係る。明治甲戌(七年)流傳して余の手に歸す。その他の零本にて今見存するもの四卷ありて其の一は則ち卷九にて

言部論字より幸部執字に至る、惜むべし今所在を知らざる。但し中間の冊部嗣字より欠部歟字に至る六十八行は京都の福井氏に藏せらる。其の二は則ち卷十九にて水部の汧字より潦字に至る二十六行は余之を藏し、濩字より洗字に至るは東大寺尊勝院に藏せらる。其の三は則ち卷二十七にて糸部より索部に至るまで完全圓備し、卷首より縑字に至るまでは山城國高山寺に藏せられ、經字より卷尾に至るまでは近江國石山寺に藏せられて世にいはゆる石山本は即ち是なり。其の四は則ち石山寺と同種の者一卷にて或る人之を藏せるが未だ其の何部たるを知らざるを遺憾とす。而して第十八十九の二卷は東大寺馬道本と稱せられ、この二卷は原これ同種なるが此の卷は紙質精厚書法奇古毫も他卷と相類せず、定めて是隋唐間の鈔本ならん。卷尾の接軸の處に四年十一月十三日云々馬道の十餘字ありて、四年の上に猶墨痕あれども消磨して讀むべからず、只末畫は稍雲の字に似たり、按ずるに本邦の年號にて雲字を用ひたるは僅に慶雲、景雲あるのみ、疑ふらくは是當時記せる所ならん。馬道は未だ其の何人たるかを詳にせざるなり。

明治十五年冬十月の望後三日に探古書屋にて識す 柏木探古

按ずるに四年の上の字果して雲ならば神護景雲は四年十月の改元なれば、十一月に系くべきは慶雲のみ。慶雲四年はわが文武の末年にして唐の中宗の代とす。

窃に思ふに柏木本は古逸叢書本の前月に出でたる如くなれど、恐らくは古逸叢書本として

撮影せられたる者を先づ單行せしならん。楊守敬が古逸叢書の後に

第十八之後分は柏木所藏の原本より西洋影照法を用ひて之を刻したれば毫髪も爽はずと云へるもの柏木本の既に行はれたるを見るべからざればなり。

この跋中第四に述べたるは何卷ならん。恐らくは第廿二卷即ち神宮文庫の鈔本の久邇宮家に藏せられしをいふに非ざるか。

(2) 古逸叢書本(圖版一の左、參照)

古逸叢書は先づ卷九(中缺)十八之後分・十九・二十七(後半)を出し、卷九の中間・二十二・二十七(前半)を續收せること前に述べたるが如し。

黎氏は其の叙目に於ては

此眞に黃門の原帙にして、逸すること千三百年にして幸に存するもの。注文の詳なる奚ぞ翅に大廣益本に溢出する十倍なるのみならん、僅々十分の一といへども視て瓊寶となすべきなり。予別に跋あり。篇中、放部の卷末に「馬道」の二字あり、馬道とは大和國奈良興福寺の傍に在りて古に學校有りたれば當に是はこの學の所藏より出でたるべし。單行本(古逸叢書の前の一冊をいふ)已に出でしに、日本の紙幣局長得能良介始めて高山寺より糸部の卷首より續に至る半卷を搜獲して摹刻し、印本を以ておくられたれば因りて別刊(古逸叢書の後の一冊をいふ)補完せし故に一卷の中に兩次第あるなり。柏木探古に聞く

にいふ西京の某氏尙は一卷を存してこの刻の外に在りと、但未だ何部たるを知らず(慎吾按するに久邇宮家に存せし第廿二卷の傳鈔本をいふならん、此も遂に古逸叢書に收められたり)羅致するに従なきのみ。

と云ひ、玉篇の書後としては

玉篇と説文と並び重ぜられ、説文にては篆籀の原を訪ね玉篇にては隸變の流を疏したれば、予は其の書の必ず瞻衍宏博にして羣言を辯析すること自序に述ぶる所の如く、總會校讎して文字訓詁を足備せる者ならんと思ひしが、今世の行本大廣益會玉篇を考ふるに及んでは注文簡略にして、引く所の書も多くは誰氏に出づるを詳にせずして頗る野王の序と應ぜざりき。然るに唐の孫強加字してより以來陳彭年・吳鉉・丘雍等の重修を、經て宋本のみ孤行し、相沿ふ且に千歲ならんとするも異辭なければ、學者獻疑を致すとも其の非を證するに由なかりき。本朝の四庫提要に永樂大典に顧野王と宋の重修との玉篇を兼引せるに據りて二書たるを悟りて已に大廣益本の孫強の舊に非ざるを斥けしが、而も又篇字の韻に上元本を收めぬを以て、重修本の注文較繁きが故に多きを以て貴しと爲し、かと謂へるに至りては亦臆度にして蓋し原本を見ざるの故なり。日本の柏木探古の舊藏に古寫本玉篇一卷ありて放部より方部に至る、相傳へて唐宋間の物となす。問ろ携へて予に示す、予其の注文を見るに、翔實にして内に野王案云々といへる多く眞に乃ち顧氏の

原帙なり。又言部より幸部に至る一卷、水部の冷字より洗字に至る一卷、糸部より索部に至る一卷ありて高山寺や東大寺や崇蘭館や佐々木宗四郎の家やに藏せらるる者、見るを得べからざれども、探古皆仿寫して副あり。因りて金幣を贈りて假りて之を刻す。惟放部の一巻は探古祕惜すること殊に甚しければ寫すに西洋の影相法を以てせり。是に於て顧氏の書の逸する久しくして幸に什の一を存せし者復世に傳はるを得たり。今この巻と張士俊の仿宋本とに就きて校するに金部は凡そ三百四十九字なるに張本は一百二十四字を増多し、車部は凡そ一百七十五字なるに七十三字を増多し、舟部は凡六十四字なるに四十六字を増多す。特注文の繁簡は重修本と倍徙懸殊せるのみならず、即増加字數具すれば此に因りて上元本の舊をも考見すべく、其の貴むべき直に姚方興の大船頭の二十八字のみに非ざるなり。古書の亡べる衆きが、字學は尤も甚し。漢の藝文志に小學十家四十五篇を擧ぐれども所謂史籀蒼頡爰歷博學凡將元尚訓纂を擧げて一も存する者なく、僅に急就篇を存するのみ。玉篇も又その晚出のもの獨り惜むに足るのみならんや。

光緒八年(わが明治十五年)壬午十一月遵義の黎庶昌

と云ひ、楊守敬亦その後に記して

右玉篇卷子本四卷、その第十八之後分は柏木所藏の原本より西洋影照法を用ひて之を刻したれば毫髪も爽はず、餘は俱に傳寫本を以て木に入れたり。刻成りて後日本の印刷局

長得能良介、西京の高山寺より糸部の前半巻を借得して影照法を以て之を刻したれば、乃ち又據りて以て重鑄して糸部は始めて完璧となりぬ。四卷中たゞ柏木本最も奇古たり。餘の三巻も大抵相先後せず、然も皆千年以上の物なり。この書載する所の義訓皆經傳を博引し、其の自ら己が意を下せる者は則ち野王按の三字を加ふ。按するに顧氏の玉篇は蕭愷等の刪改を経て世に行はれ、梁書蕭子顯の傳に見ゆ、唐の上元間に至りて孫強増加の本あり、又玉篇抄十三卷あり(日本國見在書目に見ゆ)、是則ち顧氏の書を増損せる者唐代に在りて已に數家ありき、釋慧力の像文玉篇、趙利正の玉篇解疑は當に別に自ら書を成して顧氏の原本と相亂れざりしなるべし。然も、此の四巻につきて之を核するに顧氏の原本たる疑なし。今孫強等増損の本已に傳はるなく僅に宋の陳彭年の大廣益本を存す。余もと疑ひぬ、廣益本亦三十巻なれども僅に分ちて上中下三冊となせり、若し顧氏の原本更に簡ならば何ぞ能く分ちて三十巻となさんやと、豈知らんや其の廣益といふ所は特正文に於て大に増益あるのみにして、注文は全く引く所の經典を刪り、並に其の大字正文をも刪れる者あるを。廣益本に據れば祥符の牒後に舊一十五万八千六百四十一言、新五万一千一百二十九言、新舊總二十万九千七百七十言と載せ、又双注して注四十万七千五百有三十言と云ふ。余、廣益本を以て大字注文を合せて之を並計せるに實に只二十万有奇にして絶えて注文四十万の事なし。今この本を見て始めて其いふ所の注四十万とは顧氏原

本の數たり、ゆゑに三十卷に盈つ、舊一十五萬は孫強等注文を刪除し大字を増加し並に自ら撰びし注文の數なるを悟りぬ。或は察せずして顧氏原本の注文を以て簡となし孫強陳彭年の注文を繁となすは顛する甚しき者。按ずるに野王收むる所の字大抵説文に本づき、その説文の外に出づる者あれば多く三蒼等の書を引き、字異義同に於ては且つ兩部或は數部に並收せれば其の蒼雅を網羅して當時に在りて已に賅備たりしを知る。廣益本遞に増益あれども之が分別をなさずして、後人に得失を考驗するに從_まなからしむるは殊に詳慎を失へり。又原本の次第多く説文と同じく、説文に無き所の字は之を後に續ぎしに、廣益本は凌亂する所多く間々増入の字を以て其の中に夾廁せるあり。近人乃ち玉篇の次第を以て説文の次第を校せんとするは亦謬らずや。今顧氏の原本その全を見るを得ずとも、日本の釋空海撰ぶ所の萬象名義三十卷、唐の開成會昌の間に當るその分部隸字この殘本を以て之を校するに一々吻合すれば、其の全書も皆顧氏の原本に據りて絶えて増損凌亂なきを知る。又日本の僧昌住の新撰字鏡十二卷、日本の昌泰間に撰ぶ所、唐の昭宗光化中に當るその分部次第は同じからざれども載する所の義訓較と備る。之を釋慧琳の一切經音義百卷、唐元和十二年の撰、此は中國の佚書たり源順の和名類聚抄二十卷、日本の天延間に撰ぶ所、宋の開寶間に當る、具平の弘決外典鈔四卷、日本の正平二年具平親王撰ぶ所、宋の淳化二年に當る釋信瑞の淨土三部經音義日本の嘉禎三年の撰、宋の端平二

年に當るに皆引けるに野王の按語あるに合せて若之を彙集し以て疏證をなし、顧氏の原書と孫陳の廣益本とをして劃然相亂らざらしめば亦千載の快事ならん。光緒十年正月楊守敬記す

と云ひて其の驚倒の狀を想見せしむ。

この叙目は光緒十年七月の自序の後につき、書後はその八年十一月、楊の記は十年正月と題すれば此等の文の成れるには自ら前後あり。而して又第廿二卷の後には

西京知恩院の方丈徹定は自ら松翁と號し年七十餘の博雅好古の人なり。今年夏來りて東京に遊びて余が刻せし所の玉篇を索めて、崇蘭館及び久邇宮親王に尙藏本ありて此の刻の外に在るを語る。因りて之を屬訪せしかば松翁歸りて後果して原本を假り得て影寫しておくらる。凡そ四十三紙原紙や、長ければ今改めて四十八葉となす、其の一は殘卷にして嗣字より歟字に至る、即ち前刻第九卷中の闕文なり。其の一は山部より念部に至りて即ち原書の第二十二卷完然にして損するなし。末に延喜四年と題せるは唐の昭宗の天祐元年に當る。世千歳を閱して歷劫朽ちざりし者亟に補刻して之を完くせん。光緒十年六月黎庶昌再び日本東京の使署に識す

と云へるによれば叙目は續收の後に艸せられたるべく、即ちその時は既に卷九十八之後分十九・二十・二十七の五卷半を収めたるに猶三卷半と云へるは稍粗ならずや。

古逸叢書本の卷十八之後分を柏木本に比するに、柏木本は左の五處

五枚表第二行左一行

九枚裏第三行左一行

十二枚裏第四行全行

十五枚末行全行

二十枚表第三行左一行

を黒丁とせるに古逸本は空白とせるの異あり。又卷廿七の前半は次にいふ高山寺本を影印したるなれば其行款相符すべき理なるに、古逸本の第十九張の裏の半面は高山寺本よりも各行の文字一二字づゝ前行に送られたるを見るも影印にはふさはしからぬことなり。

(3) 高山寺本

高山寺本には時の印刷局長得能良介の識語あり

清國公使黎蕤齋氏は好古博雅の士なり。楊惺吾と謀りて古典を訪求し隨て得れば隨て刻して古逸叢書若干冊を著す、中に玉篇二冊あり。蓋し古鈔本の各處に存せるを集めたる者、刻成りて贈られしが但糸部の前半缺けたり。予偶々高山寺傳ふる所の古文書を借覽して卷子本玉篇一軸を獲取りて之を校すれば糸部の前半全く存して之を合はすれば完冊となるも亦奇なり。因りて寫眞に付して更に上梓し數部を蕤齋氏に贈りて併せて世に行はしむ。

明治十六年十一月

薰山得能良介識す

此の高山寺本と石山寺本とを別途の物と見たる訪書餘録の説は前章の(7)にて之を斥けた

り。蓋し卷十八、九を存せし尊勝院は奈良東大寺の大佛殿の北に在りて大僧都光智の開く所。智は東大寺所傳の華嚴教を發揚せしが、其の徒弟分れて東大寺高山寺の二相承となりたりと云ひ、石山寺の創立亦華嚴の大徳良辨たるを見れば此等諸刹には自ら學僧の相往來するありて其の珍玩せる圖書の假初に携へ去らるゝも無き能はず。此の爲に同種の物の相存し又相分れたるに非ざるか

(4) 神宮文庫本

以上の三種が僅に三年の間に出でたるに、神宮文庫本は殆ど十年にして始めて刊行せられたり。その跋文に

右顧野王玉篇の第二卷(この上に升の字を脱せり)歟して曰はく「延喜四年正月十五日收爲典藥頭宅書」と、印記ありて又「房」と曰へるも隱々として辨すべし。是は延喜年間皇太神宮禰宜譜圖牒の背面なり。我が國古紙に乏しかりしかば紙背に書を作りし者往々之あり、此も亦其の類か。荒木田神主藤波某の舊藏に係れるが今は神宮廳庫に歸しぬ。古人いふ紙の壽は千年と今已に之を過ぎたれば、老紙にて損じ易きこと蒲質も雷ならず、頃日相謀りて重ねて裝潢もと演に作るを命じて保存したれば、別に一本を模して版に鋳して以て博古の資に供す。夫れ譜圖牒も固より珍とすべきも玉篇古本も亦獲易からず。朱錫鬯は重刊玉篇に序して曰はく「顧氏玉篇は許氏の説文解字に本づきて稍升降損益あり、唐

の上元の末に迨んで處士孫強稍其の字を増多したれば顧氏の舊に非ずと雖も然も古を去ること未だ遠からず、今の行はるゝ大廣益本玉篇に愈^{まさ}れり」と然らば斯の篇彼の土にて既に輒く見るべからざるに、我が邦にては千餘年の久しきを歴て儼然として猶存して遂に神宮廳庫に歸す。安ぞ神明呵護して之を致すに非ざるを知らんや。謹みて自る所を書して跋と爲す。

明治二十七年春四月

神宮禰宜正七位東吉貞撰す

とあるが、余はこの跋文に對して疑なき能はず。「是は延喜年間皇太神宮禰宜譜圖牒の背面なり」と云へるは譜圖牒先づ存して其の背面に玉篇を寫したるものと見たる書方なり。然るに余の目睹せる所にてはその譜圖牒には徳治二年に禰宜に任命せられたる人さへ記入すれば（徳治は延喜より六百三十年の後たり）決して延喜年間の物に非ず、即ち玉篇の背面を利用して譜圖牒を記したるにて、跋文のいふ所は本末を顛倒したるべし。又この本は別に一本を模したるなればにや筆者の失念なき能はず

厂部唇の注、この本は有の一字あるのみなるが、原本には有鮪反とあること古逸本と同じ（廿四枚裏第二行）

卜部隣の注、この本は杜の一字あるのみにて四字分空白なるが、原本には杜預曰陪加の五字たること亦古逸本と同じ（五十枚裏第五行）

（5） 原本玉篇本

越えて二十二年に卷九・二十七の外に新に卷二十四を加へて、原本玉篇と標して羅振玉氏の手にて附印せられぬ。羅氏は卷九の後には

原本玉篇殘卷、言部に起りて幸部に訖りて部たる二十有三、日本の田中伯光顯の所藏を今は早稻田大學の文庫に贈られぬ。遵義の黎氏も已に古佚叢書の中に刊入したりき。乙卯わが大正四年の秋予始めて小川簡齋翁に因りて原本を見るを得たるが、卷を展ぶる數行ならずして已に其の書法の勁妙なる洵に初唐人の手に出でたるに驚きぬ。因りて黎刻を出して之を校すれば筆意全く失はれて、黎刻は乃ち展轉傳摹せるを木に上ししにて未だ原本を見るを得ざりしを知らる（以下黎刻の訛れる點を出せれど印刷に便ならざれば略す）。予嘗て吾が友、内藤博士に語りて黎刻原本と應に並べ行ひて互證に資すべく且つ應に唐賢の妙迹を存すべしと謂へるに、博士之を蹙としたりき。今年予既に早稻田大學所藏の禮記子本疏義を假印したれば並に是の卷をも印しぬ。博士の言を聞けば某寺に尙魚部の殘卷ありて二三十行を存するは黎刻の未だ及ばざる所たりと。博士に託して介と爲して之を並印せんことを擬すれど未だ知らず何れの日に斯の願を果すを得んやを（愼）吾按するに卷二十四の魚部も羅刻に入れり。當に天下の學者と與に翹足して之を待つべし。丙辰仲冬、永豐の郷人羅振玉、海東寓居の四時嘉至軒に書す

又その他の分の後には

去年冬予既に古寫本玉篇第九の殘卷を影印したるが、頗る、黎氏の刊する所多く轉寫に出でたるを以て東邦の所藏を求めて一々原本に就きて寫影印行せんと欲しぬ。今年春乃ち崇蘭館藏する所の冊より欠に至る五部に遡ふ。乃ち工に課して寫影して前書の續となさんとす。冊より欠に至る五部は原第九冊の冊字より漱字に至るの間に在りしが、顧ふに前書已に印行して補入せられず。魚部淺々たる十三行なれども經籍訪古志未だ載せざる所、黎刻も亦及ばず。糸部黎刻影照本によりたれば尙眞を失はざれども、糸より索に至る諸部(慎吾按するに宜しく糸部經字以下と云ふべし)は影寫本によりて版に上したれば今卷首二尺許を取りて試に一たび比勘すれば、譌奪已に錯見せり(以下黎刻の訛れる點を出せれど之を略すること上に同じ)則ち傳鈔の本其の失なき能はざるも亦明かなり。往には友人爲に言ふ大阪の藤田氏には尙水部の殘卷ありと(慎吾按するに氏には放部と水部との兩卷あれど、放部は黎刻既に寫眞板を收めたれば、今云はぬなり)。友に託して之が介となして之を彙刊せんと欲せしが乃ち久しく諾したれども克く踐まざれば、爰に先づ此の四卷(卷九を甲乙に分ちたるより四卷と數ふるにて實は三卷のみ)を印して以て當世に詣る。黎刻有る所にして余未だ觀るを獲ざる者、異日若し幸に邂逅するを得ば再び賡續せん。十已十一月永豐の郷人羅振玉海東の寓居の夢鄴艸堂に書す

と跋せり。この羅本につきて怪しむべきは卷第九に於て諸部八行を脱しながら今の早稻田大學本に之を佚す一言之を明かにせざることゝす。

(6) 訪書餘錄に收められたるもの

訪書餘錄は和田雲村氏が其の訪得せる希觀書につきて記したる者なるが、其の舊鈔影寫標本第三十五號として之を出せるにて、實は前五回の單行本又は叢書の中たるとは其の趣を異にする者とす。

(7) 東方文化學院景印本(圖版一の右、參照)

彼の土に逸せる漢籍の善本を景印して東方文化に資せんとせらるゝ同院にては原本玉篇を順次世に出さるゝ計畫にて既に昭和七年十月に早稻田大學本、本年五月に高山寺石山寺本(俱に卷子本)を公にせられ、從來印出せられたることなき背面の文字又は圖畫をも收められたれば眞に原本を手にするが如し。即ち石山寺本には、卷末に梵字及び訓釋數行又石山寺經藏の墨印ありと訪古志に述べ、古逸叢書にも本文に接けて出したれど實は裏書の初頭に、卷末に非ず、裏書は猶護摩科文六種に及びて爐様の略圖さへも附せり、近藤正齋の大般若經と云へるは非。科文の末に應德二丁丑の奥書あり、應德は白河御宇の季年、高山寺本と古逸叢書本とにて行款の異なるは古逸のさがしらなることなど明らめらるれば、全部刊成の目いかに學界を益すべきかは殆ど測り知られざるなり。

たり。王氏刊本切韻の第二・三種は王國維が序でたるものなれども第三種が前出なるべきは確據あれば今改めて次第せるに第二種の音を出して部首之に次ぐは宋本の一致すれば果して新しき傾向といふべく、第三種の部首の下に音を出すは古き形なり。今玉篇の第十八・廿七は順位のその間に厠れるあれども此の古き形に近しといふべし。

又内容の上よりは今少しく徹底せる言をなすを得べし。即ち第十八に限りて説文を引ける態度が他卷と異なりて六書の説明又は从某々聲までを引けることなり。同卷に説文を引くもの八十六條なるに、其の二十四條は

典五帝之書也、从冊在丌上、尊閣之也

奠置祭也、从酋、々酒也、丌其几也

甫从用从父、々聲

舟象形也

の類なるが、此の如きは第十九の溢字の條に器滿也从水从皿と一見するを除く時は第八・九・廿二・廿四・廿七の五卷中に絶えて無き所とす。果して然らば第十八は部首の出し方に於て第廿七に近くとも、一卷を前後に分てると此の説文の引方とに於て他とは異なりとすべきものならん。

5 原本の筆誤

帝三たび寫せば虎となるは古人の悲しむ所、況や現存せる原本の筆者悉く精審なる人たるを得ざりしをや。今その筆誤と覺しき二三を舉げん

言部調の次に謏字あれど此の字は前の調の次に既に出でたるもの。之を篆隸萬象名義に參するに訶詆誰譚譚謏相序でたれば宜しく譚譚と同字の次に有るべくして、訶の次のは衍

食部飡字の注に韓詩外傳を引きて

韓詩不素飡兮無功而食祿謂之素飡人俱有質朴無治民之杖居位食祿多得君之加賜者曰素飡素者質也飡者食之加惡小人蒙君加賜溫飽故言飡之也

素部の注に又同書を引きて

韓詩素質也人但有質朴無治人之才居位食位多併君之加賜故曰素飡

とあり。兩者を併觀して食部の俱杖、素部の位併の字の誤るを知るべし(漢魏叢書本の外傳にこの文なし、外傳のに非ざるか)。さて今日は素飡の解は詩の不素飡兮の傳の素空也、孟子の注の無功而食謂之素飡を用ふれど、韓詩のは今一步素の字に即したる解といふべく、或は孟子の注も此の韓詩のに依りたるやも計り難し。

石部砧字の注に字書亦砧字也とあれど砧の前は砧字にて相承けず。宋本この處は 砧 砧 砧 とあるより推せば原本も砧と砧との間に砧ありしこと著く、今のは偶砧の字

を脱したるなり(萬象名義も砮砮同上とあるは奇)。

𠂔部隈字の次に遣の字を出して丘善反遣適小塊也とあれど、説文に𠂔商小塊也とあるより推せば遣適は𠂔商の誤なり。𠂔なればこそ𠂔部には收めらるべけれ。

糸部紱字の次に繁、また縑字の次に亦繁を出せり。萬象名義によるに紱の次のは縑、縑の次のは繁にて各同じからざるなり。この二項より見れば今の原本には寫𠂔の誤も多かるべきなり。

山部嶺字の注に説文嶺嶺山名也を出して、再び説文山名在右馮翊谷口と續けたるは異様なり。萬象名義を檢するに嶺に次ぐに嶺を以てし、説文の山名在右馮翊谷口の解も此の嶺の解なれば、こゝに嶺字ありしを佚して其の注の一部を直に嶺に系けたりとは知らるるなり。

又顔氏家訓に 俗間有𠂔々語顧野王玉篇誤爲黑旁𠂔 と云ひて之を難じたるが、宋本玉篇その譌を承けて 𠂔書有𠂔伯、廣韻にも 𠂔書有兗州八伯太山羊曼爲𠂔伯 と見ゆるは後世を毒せるものかな。